

## 柏市発注工事におけるインフレスライド条項（建設工事請負契約書第26条第6項）の運用について

### 1 インフレスライド条項とは

適用対象工事の受注者は、インフレスライド条項の定めに基づき、残工事費の1%を超える額について、賃金等の変動に対する請負代金額の変更を請求することができます。

### 2 適用対象工事

契約書にインフレスライド条項が規定された工事において、残工期が2か月以上ある工事については、工期内に賃金水準（設計労務単価）の変更が生じていなくても（物価水準の変更が生じている場合）、インフレスライドの請求を可能とする。

### 3 請負代金額の変更

増額スライドの場合の請負代金額の変更額は次式により行います。

$$S \text{ 増} = [ P 2 - P 1 - ( P 1 \times 1 / 1 0 0 ) ]$$

S 増：増額スライド額

P 1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P 2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P 1 に相当する額

$$( P = \sum ( \alpha \times Z ) , \alpha : \text{請負比率}, Z : \text{柏市積算額} )$$

### 4 手続き方法

手続き方法等の詳細は、「建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド）の運用マニュアル 令和5年3月 柏市」をご確認ください。

### 5 問い合わせ先

■ インフレスライドの運用マニュアルに関すること

総務部技術管理課 電話 04-7167-1116

■ インフレスライドの請求・協議に関すること

各工事担当課にお問い合わせください。